

## 令和3年大口町教育委員会7月定例会議

令和3年 7月29日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

### 議事日程

日程第1 教育長報告

日程第2 議事録署名者の指名

日程第3 議 題

議案第13号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第14号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択について

議案第15号 令和4年度中学校用教科用図書（社会科、歴史）の採択について

日程第4 連絡事項

(1) 大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について

(2) 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

(3) 令和3年度のスポーツ行事について

日程第5 その他

### 出席者

教 育 長 長 屋 孝 成

教育長職務代理者 水 谷 恵 子

委 員 丹 羽 茂 文

委 員 鈴 村 由 布 子

委 員 舟 橋 由 治

## 説明のため出席した者

生涯教育部長兼 町史編さん室長	社 本 寛	学校教育課長	松 井 宏 之
学校教育課主幹兼 派遣指導主事	江 口 孝一郎	学校教育課長 補佐兼指導主事	實 松 大 祐
学校教育課長補佐	兼 松 昌 史	学校給食センター 主幹兼所長	丹 羽 清 人
生涯学習課長	丹 羽 武 弘	図書館主幹兼 図書館長	鈴 木 加代子
町史編さん室主幹 兼町史編さん室次長	木 浪 浩 行		

## ◎開会

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 おはようございます。

定刻になりましたので、7月の定例会を始めます。

本日の出席委員は4名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年大口町教育委員会7月定例会を始めます。

なお、傍聴人はございません。

(午前 9時27分)

---

## ◎日程第1 教育長報告

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 日程第1、教育長報告をお願いします。

○長屋教育長 それでは、改めまして、おはようございます。

毎日暑い日が続いておりますし、海の日、スポーツの日等のところから大きな国家的な行事であるオリンピックも始まって、一喜一憂しているところであります。そして、なおこのとき、新型コロナにつきましても感染拡大、そういう状況を迎えているところであります。委員の皆さん方におかれましては、ワクチンを打たれた方もお見えではないかなと思っております。

まず、各学校ですけれども、コロナウイルス感染対応ということで、大変な細心の努力をしつつ、子供たちの学びの継続、学びの保障という、この微妙なバランスの下に教育活動を進めておりまして、取りも直さず1学期につきましては、臨時休業というような措置を昨年と違ってすることなく迎えることができました。もう既に夏休みに入って1週間ちょっとたつわけですが、現在大口町の全児童・生徒は、昨年度末に全員に行き渡りましたタブレット端末を家に持ち帰って、よりよい活用を目指して頑張っているのではないかなと思っております。

なお、タブレットの有効活用につきましては、6月からICT支援員を配置しておりまして、先般ICT支援員の方と指導主事、私とで1学期の活用の様子はどうだったのかということをもとめてみましたが、とりわけ小学校においては、授業支援で有効に活用できた、中学校においては職員室での先生へのヘルプ式活用方法ということで、先生方への支援ということで有効だったとまとめることができたのではないかと、今後、さらに2学期につきましては一層活用が進んでいくのではないかなと思っております。

なお、一方では、自宅に持ち帰ったことによって、そればかりやっている。とりわけ動画ばかり見たりという声もちらほら聞こえておりますので、そういう点については、また活用方法について一層の指導が必要かなと思っております。

それからもう一つ、自宅で活用した、例えば自宅の仕事を手伝っている様子を画面を通して学校へ送るといったような宿題みたいな形のものも出ていて、その中で配慮すべきこと等は、家

の中の様子等が映ったりしないような配慮も、学校はそういうところも注意をして宿題を出されていると聞いております。

それから、中学生ですけれども、夏休み前ぐらいのところから管内大会とか西尾張大会等がありました。大変いろいろな種目で活躍をしているという声を聞いておりますし、また東海大会、それから県大会へ出場するというような子が6名ほど出てきたという、うれしいニュースも聞いております。

それから、1学期間のまとめとしまして、それぞれ各学校とも事情は異なりますけれども、様々な課題がありますが、とりわけ中学校では生徒指導上配慮しなければならない生徒、事案というのが発生していたということで、校長間では共通理解を図っていました。とりわけ夏休みの後半から2学期の始めにつきましては、例年全国的に児童・生徒が自ら命を絶つというような案件が発生しておりますので、十分注意をしていきたいなと思います。

それから、町でワクチン接種を進めているわけですが、現在中学生、高校生向けへの希望を取り、予約を取ったりし、そしていよいよ接種が始まっていくわけですけれども、中・高校生につきましては、大ざっぱに見て6割の方の接種予約を聞いております。

それから、教職員の働き方改革につきまして、現在6月の状況を見ておりますと、昨年度と比較することはできないわけですけれども、4月で小・中学校合わせて平均55時間、5月が46時間、7月が37時間で、今文部科学省の上限が月45時間、年360時間というガイドラインが出ておりますので、それに向けて進めているところであります。しかし、一方で80時間を超える教職員が124名中、6月の時点で12名いるということで、ここら辺もちょっと問題かなと思っておりますし、一方、80時間を超えるような時間の大きな原因の一つが中学校の部活動であるというふうに思っておりますし、それに向けて大口町のほうでは、土曜日、日曜日の教職員の部活負担を減らすために、ウィル大口と連携をしまして、子供たちには活動の場を確保していくという形で講師の派遣をしてもらっているという状況であります。私もその現場の様子、どんな指導がされているのかを見たことは今のところありませんので、また機会を見つけてそういう状況を観察するといいますか、見ていきたいなと思っております。

報告につきましては以上でございます。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 ありがとうございます。

それでは、日程第2以降は教育長、進行をお願いいたします。

---

## ◎日程第2 議事録署名者の指名

○長屋教育長 それでは、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

署名者には、水谷恵子教育長職務代理者と丹羽茂文委員を指名しますので、よろしくお願

いたします。

---

◎日程第3 議 題

議案第13号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○長屋教育長 続きまして、日程第3、議案第13号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局、説明をお願いいたします。

○松井学校教育課長 お願いします。

議案第13号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。令和3年7月29日提出。大口町教育委員会教育長。

提案理由。この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第5条により審査を求めるため必要があるからであります。

1枚めくっていただきますと、許可申請書になります。

申請者は丹羽ライオンズクラブ、会長 松尾孝次。事業名が『初めての献血』の推進事業。目的は、若者に献血を推進し、輸血不足の危機を乗り越えるため。開催期日は9月11日、11月21日、年明けの1月15日の3日間でございます。開催場所はドンキの大口店、それから11月は光洋企業の敷地内、1月はイオンモール扶桑店を予定してお見えてございます。過去の後援名義の許可は違う事業ではございますが、今回の献血ではありませんので新規として取り扱ってございます。

1枚はねていただきますと、資料の中に理事会での提案書並びに予算の案、チラシの案がありますので御参照ください。また、尾北ホームニュースの4月30日号に丹羽ライオンズクラブの掲載ページがあるということで頂きましたので、参考資料として配付をさせていただいております。

説明は以上でございます。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。この案件につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 よろしいですか。

ないようですので、後援名義の使用について、許可でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 ありがとうございます。

それでは、議案第13号の後援名義の使用については許可でお願いいたします。

暫時休憩とします。

(午前 9時40分)

---

○長屋教育長 休憩を閉じて会議を再開します。

(午前 9時41分)

---

**議案第14号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択について**

○長屋教育長 次に、議案第14号、令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書、この中で中学校の場合社会科の歴史を除く採択につきまして、そして議案第15号、令和4年度中学校用教科用図書、これは社会科の歴史分野です。これの採択についてであります。

8月31日までに、各教育委員会において教科用図書を採択することになっておりますので、本町の採択結果につきましては、8月31日まで非公開とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、御配慮くださいますようお願いいたします。

それでは、議案第14号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択について、事務局、説明をお願いします。

○江口学校教育課主幹兼派遣指導主事 議案第14号 令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択について。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第14条の規定に基づき、大口町教育委員会の採択を求める。令和3年7月29日提出。大口町教育委員会、教育長 長屋孝成。

提案理由。この案を提出するのは、上記の法律第14条の規定に基づき、令和4年度に使用する小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）を採択する必要があるからである。

ここからは、まず今回の採択の経緯から説明をさせていただきます。

資料の1、教科用図書選定に関する法令及び規則を御覧ください。

1の③ページから、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令が載せてありますが、1の⑤ページ、第15条を御覧いただきますと、下線部にありますように、種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は4年と定められています。一昨年令和元年度に小学校用、昨年の令和2年度に中学校用について、新学習指導要領に準じた内容の教科書が採択されました。採択された教科書は、それぞれその翌年から使用開始されております。令和4年度使用の教科用図書につきましては、小学校、中学校ともに改定の年ではありません。令和3年度

使用教科用図書と同じ教科書を使用することとなります。

次に、資料の2、令和4年度使用教科書の採択事務処理についてを御覧ください。

2の①ページ、1の採択に当たっての留意事項についての中の(2)中学校用教科書の採択についての下線部にありますように、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、令和2年度に文部科学省の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条3号により採択替えを行うことも可能とされ、このたび中学校社会科歴史分野については、尾張西部教科用図書採択地区協議会において、改めて採択のために検討、協議が進められました。

このような経緯があり、本日は令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択と、令和4年度使用中学校用教科用図書（社会科、歴史）の採択について、議案を出させていただいております。

ここで、これまでの経過について報告をいたします。

資料3、令和3年度尾張西部教科用図書採択地区協議会日程を御覧ください。

第1回の尾張西部教科用図書採択地区協議会、5月27日は、紙面開催により協議会委員の委嘱、会長・副会長等の承認、研究員の承認、日程等の承認がされました。

研究員の事前打合せ会が6月8日に開催され、その後研究が進められました。

7月8日に第2回尾張西部教科用図書採択地区協議会が開催され、中学校教科用図書（社会科、歴史）分野について、調査、研究の結果を基に検討が行われました。研究員の説明の後に質疑を行い、その後協議会委員で協議し、尾張西部教科用図書採択地区協議会として一つの出版社の教科書を選定いたしました。

それでは、令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択についてお願いいたします。

資料の4、令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書（社会科、歴史を除く）の採択についてを御覧ください。

先ほども説明いたしましたが、令和4年度につきましては、小学校及び社会科歴史分野を除いた中学校の教科用図書は改定の年ではありませんので、令和3年度と同じ教科書を使用することとなります。

4の②ページに、令和3年度使用の採択状況に関する資料、資料5に発行者名の略称をつけてありますので御確認ください。よろしくお願いいたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。この案件につきまして、御意見、御質問ございましたらお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 質問、御意見等ないようであります。

それでは、議案第14号、令和4年度使用小学校及び中学校用教科用図書、中学校の社会科の歴史を除くところでありますが、これの採択に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 異議なしということで、ありがとうございます。本案は可決いたしました。

---

#### 議案第15号 令和4年度中学校用教科用図書(社会科、歴史)の採択について

○長屋教育長 続きまして、議案第15号、令和4年度中学校用教科用図書の社会科の歴史分野ですが、これの採択について、事務局、説明をお願いします。

○江口学校教育課主幹兼派遣指導主事 議案第15号 令和4年度中学校用教科用図書(社会科、歴史)の採択について。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条及び第14条の規定に基づき、大口町教育委員会の採択を求める。令和3年7月29日提出。大口町教育委員会、教育長 長屋孝成。

提案理由。この案を提出するのは、上記の法律第13条及び第14条の規定に基づき、令和4年度に使用する中学校用教科用図書(社会科、歴史)を採択する必要があるからである。

それでは、水色表紙の資料を御覧ください。

A4判選定理由書、その後にA3判の選定資料をつけました。A3判の選定資料につきましては、他社と比較した内容をまとめたものになります。

では、A4判選定理由書を中心に説明いたします。

今年度は、新たに自由社を加え、8社について比較研究がされました。その結果、東京書籍が選定されました。

1. 学習指導要領との関連については、A3判の選定資料にありますように8社全ての教科書で十分に関連が図られていました。東書は基礎的・基本的な知識、概念や技能の確実な習得、多面的・多角的な思考力、公正な判断力、豊かな表現力の育成を意図して編集がされていました。

2. 「あいちの教育の基本理念」との関連については、A3判選定資料にありますように、8社全ての教科書で十分に関連が図られていました。東書は防災や人権に関する意識を高め、社会形成に主体的に参画する態度が養われるように配慮がされています。また、文化財や国際的な文化交流を取り上げ、日本人の自覚を育んだり、国際的な視野で伝統や文化を尊重する態度を養ったりできるよう工夫がされていました。



3. 内容面につきましては、その(1)にありますように、各章で習得すべき人物や事柄を関連づけてまとめて掲載し、基礎的・基本的な知識を定着できるように精選されていることから、内容の選択の観点において特徴が見られます。また、(5)にあるように、各章の導入において、小学校で学習した資料を掲載することで学習内容を想起させ、興味・関心を高めるよう工夫されていたり、(7)にあるように、公害や災害、エネルギー、環境問題など今後の社会を築くための課題を大きく取り上げたりするなど、内容の程度の観点について十分に配慮がされています。さらに、(6)にあるように、章の始めとまとめに、時代のつながりが捉えやすくなる年表を掲載することで各時代のつながりが捉えやすくなるように、内容の構成の観点についても十分に配慮がされています。

4の使用面については、(1)にあるように、漢字や仮名遣いが適切で、ゴシック体のルビが適切に振られ、読みやすさに配慮された表記がされています。また、(2)にあるように、学習内容の中心となる資料が左ページ上段の見やすい位置に大きく配置されたり、重要語句の解説が各ページの欄外だけでなく巻末にも分かりやすく示されたりしています。

最後に、5. 印刷・造本面については、地図やグラフなどが見やすく、読み取りやすいようにユニバーサルデザイン化に配慮がされています。また、鮮明で見やすい色を使用したり、読みやすいゴシック体の振り仮名を使用したりして、生徒が読み取りやすくなるような工夫がされています。

このような点が選定された理由の特徴的な事柄として挙げられます。

以上、概要を説明させていただきました。御審議をよろしくお願いたします。

○長屋教育長 ありがとうございます。

説明が終わりました。この案件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いします。

A 3判のほうにつきましては、文字が小さ過ぎて読めないかもしれません。とりわけここに出てきた自由社、それから東京書籍等のところ、目を通していただきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いします。

鈴木委員。

○鈴木委員 改めて8社を検討し直したということによろしかったでしょうか。

○江口学校教育課主幹兼派遣指導主事 はい。

○鈴木委員 新しく今年自由社が加わったというのは、それなりにとても魅力的なものが何かあったのかなというところをお伺いしたいなと思います。

○江口学校教育課主幹兼派遣指導主事 自由社につきましては、検定に通るまでの改定作業が行われまして、それで改定されたものが検定に通って、今回それが入ってきた形なので、ほかの

ものとまた比べて採択をし直すという形を取ったということになります。

自由社の教科書のよさとか課題とかということも話題には出ていたんですけども、自由社のよさとしては、内容の構成として、各章に復習の問題ページですとか、時代の特徴を考えるページというものが設けられていて、基本的な内容を確認する学習と、時代の特徴を表現できるような発展的な学習が配列されているという点は、この教科書の特徴としてよさがあるという話がありました。

一方で、課題としては、人物の肖像画の資料等に出典が明記されていなかったり、中学校には内容がやや難しいと思われるような記述が本文中にあって、そういった点がちょっと課題であるというような話は出ておりました。以上です。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○長屋教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ほかにないようでありますので、それでは議案第15号、令和4年度中学校用教科用図書、社会科の歴史分野の採択に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○長屋教育長 ありがとうございます。

異議なしと認めます。よって本案は可決いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時00分)

---

○長屋教育長 休憩を閉じ、会議を再開します。

(午前10時03分)

---

#### ◎日程第4 連絡事項

○長屋教育長 続きまして、日程第4、連絡事項に入ります。

1点目、大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 お願いします。連絡事項になります。

大口町教育委員会後援名義の使用許可の報告についてでございます。資料のほうを御覧ください。

1番の笠沙アートフェスティバル in 南さつま実行委員会。許可日は令和3年7月14日。事

業名は笠沙アートフェスティバル in 南さつま第23回南さつま児童生徒美術展です。こちらは、昨年度は申請がございませんでしたが、ほぼ毎年後援依頼があるものでございます。

2番目は、私学をよくする愛知父母懇談会江南・大口・扶桑ブロック。許可日は令和3年7月14日。事業名は私学学校進学相談会です。こちらも毎年後援依頼があるものでございます。

3番目は、名古屋法務局人権擁護部愛知県人権擁護委員連合会。許可日は令和3年7月14日。事業名は第49回人権を理解する作品コンクールです。こちらも毎年後援があるものでございます。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何かあればお願いいたします。よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 それでは、続きまして2点目、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、事務局、説明をお願いします。

○松井学校教育課長 よろしく申し上げます。資料のほうを御覧ください。

今回、西小学校の児童が1名追加となりました。お名前等は名簿のほうを御覧いただきたいと思っております。これによりまして、南小学校が変わらず18名、北小学校も変わらず32名、西小学校が前回より1名増えまして55名、小学校の合計が105名。中学校58名、全体で163名が要保護・準要保護の生徒数となります。

説明は以上でございますが、名簿につきましては委員会終了後、事務局へ返却をお願いいたします。以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何かあればお願いします。よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 続きまして3点目、令和3年度のスポーツ行事について、事務局、説明をお願いします。

○丹羽生涯学習課長 生涯学習課から令和3年度のスポーツ行事、いわゆる町民体育祭の日に行うスポーツの行事について説明をさせていただきます。

前回の定例会であらかたの方向性というのを少しお話しさせていただきました、その後スポーツ推進委員と具体的なところの案を詰めました。今現在の案の状況ですけれども、今の状況の内容を少し御紹介させていただければというふうに思っております。

タイトルがスポーツチャレンジ2021ということで、期日が10月3日の日曜日、時間帯は午前中を中心に終了するというので、一部、二部の入替え制と考えています。会場につきましては総合運動場で、参加人数が一部80名、二部80名を限度とする合計160人で想定をしております。

参加方法につきましては、従来でありますと行政区とかスポーツ少年団等の動員をかけ、盛大に体育祭を盛り上げていただいておりますけれども、今回は桜並木健康ジョギングと同様に、事前の個人の申込み、いわゆる参加者を特定した形で進めていこうということでございます。

競技種目は4種目を予定しております、50メートル走、それからグラウンドゴルフのホールインワン競争、変形ドリブル競争、スリッパ飛ばし、こういった内容を予定しています。ホールインワン競争は入るか入らないかですが、それ以外につきましてはタイム及び距離の計測で順位を決定するという内容でございます。

1枚はねていただきまして、おおよそのイメージをつけています。メインスタンドを大きく4か所に分けまして、一部でいくと各競技を4種目とも挑戦していただいて、グラウンドを回っていただく。大体4種目ですので限度が20名ずつということになります。第二部も同様な形でローテーションをします。時間割は、御覧のように大体1つの競技を15分以内で終了して、次の種目のほうに移るといった計画を立てております。

次のスリッパ飛ばし、その裏の50メートル走、変形ボールのふらばーるドリブル競争、ホールインワン競争というのも競技図のところを見ていただくように、ゾーンを分けて2レーンぐらい、ホールインワンは3レーンぐらいを予定して、密にならないように幅広くイメージしてあります。

ふらばーるドリブル競争というのはどういうことかといいますと、ふらばーるボールというのがありまして、柔らかいおにぎり型の大きいボールということで、取り寄せ等を今やっていたんですが、いま一つちょっと取り寄せがなかなか難しいということで、今日、こちらのほうを御覧になっていただくと、ラグビーのボールで柔らかいやつが、これならどうですかという提案を受けていますんで、このボールでいけるかどうかというのを今後スポーツ推進委員と協議しながら進めていくと。顔に当たっても痛くないというようなところも、それから拭きやすい、消毒もしやすいということもございまして、こういったボールでどんな感じでやっているか、実践をやりながら最終的な要綱を固めていきたいなと考えております。

現在のところは机上の案でございますんで、今後はもう少し詰めた中で、細かいところを決めていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

私からは以上です。

○長屋教育長 ありがとうございます。

何かあればお願いします。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 よろしいでしょうか。

◎日程第5 その他

○長屋教育長 それでは、日程第4を終わりました日程第5、その他についてですが、事務局何かありますか。

○松井学校教育課長 特にございません。

○長屋教育長 それでは、委員さんのほうから何かございますか。  
よろしいですか。

(挙手する者なし)

○長屋教育長 ありがとうございます。

ないようですので、協議、連絡事項は終わりましたので、事務局へお返しします。

○社本生涯教育部長兼町史編さん室長 ありがとうございました。

では、以上をもちまして令和3年7月の大口町教育委員会定例会を終わりたいと思います。  
お疲れさまでした。

(午前10時12分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員

委 員